

(介護予防) 福祉用具貸与 重要事項説明書

レンタルサービス利用契約の締結にあたり、下記の者が重要事項を説明しました。

(当社控え)

福祉用具専門相談員

当社の概要

名称 法人種別	株式会社清水屋 営利法人
代表者名	清水 崇裕
本社所在地	春日井市瑞穂通五丁目33番地
電話番号	0568-81-6151

事業所の概要

事業所の名称	清水屋春日井店 さわやかショップゆうあい
事業所の所在地	〒486-8577 愛知県春日井市瑞穂通五丁目33番地
連絡先	TEL:0568-81-6152 FAX:0568-81-9098(緊急連絡先同じ)
介護保険指定番号	2372502035
管理者	長谷川 芳久
サービス提供地域	春日井市・小牧市・北名古屋市・尾張旭市・瀬戸市・ 名古屋市・多治見市・土岐市・岩倉市・一宮市

事業所の職員体制

管理者	1 名
専門相談員	常勤換算2名以上

営業日・営業時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日	営業時間	10:00 ~ 17:00
-----	-----------	------	---------------

注) 年末年始休暇(12/29~1/3)休業とする。

事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な福祉用具貸与・福祉用具販売を提供することを目的とする。

運営方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

サービス内容

(当社控え)

「福祉用具貸与」は要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。

事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行います。

事業者は、本契約期間中 次の福祉用具を貸与します。

1. 車いす 2. 車いす付属品 3. 特殊寝台 4. 特殊寝台付属品 5. 床ずれ防止用具 6. 体位変換器
7. 手すり 8. スロープ 9. 歩行器 10. 歩行補助つえ 11. 認知症老人徘徊感知器 12. 移動用リフト

利用者負担金

当事業所の福祉用具貸与の提供（介護保険適用部分）に際し、利用者様が負担する料金は原則として基本料金の1割、2割又は3割です。

種 目	品 名	単価(月額)	個数	利用料(10割)	利用者負担額	説明書	実使用
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明

利用者負担金は、使用月の翌月26日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

利用者負担金は、店頭にてお支払い、もしくは集金させていただきます。

尚、契約の起算日が月の15日以前の場合については月額的全額を、16日以降の場合については月額半額の料金を請求させていただきます。

解約時の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額半額を、16日以降の解約については月額全額を請求させていただきます。

適合状況の確認

設 置 場 所	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()
取 付 状 況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()
操 作 状 況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()
身体との適合状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()
取扱説明書	<input type="checkbox"/> 取扱説明書の交付
使用方法の説明	<input type="checkbox"/> 福祉用具を使用しながらの説明
その他留意点	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()

通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費はその実費を徴収します。

(通常の事業の実施地域を越えてから、1kmあたり100円・有料道路の場合は実費徴収)

衛生管理等について

- ①事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。
- ②福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託しており、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的(年に1回)に確認し、その結果を記録する。

秘密保持

- ①事業者及びサービス従事者は、正当な理由なく知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- ②事業者はサービス従事者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- ③事業者又はサービス従事者は、サービス担当者会議において利用者又はその家族に関する個人情報を用いる必要がある場合は、利用者又はその家族に使用目的等を説明し同意を得るものとする。

身分証携行義務

- ①サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から掲示を求められたときは、いつでも身分証を掲示する。

事故時の対応

事業者は利用者に対する福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合には、利用者と確認をとり、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じる。
事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応する。
事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとする。

苦情対応

- ①サービスの苦情・相談については内容をよく聞き、丁寧な対応を心がける。
- ②利用者及び家族等の苦情・相談の申し出しに対して「苦情受付処理書」に記載し管理者へ報告する。
- ③管理者は苦情内容を確認し、利用者の家族に連絡を行うとともに、内容により即時対応できる場合は迅速に処理を行う。
- ④苦情があった商品に対しては
 - 1) 利用者及び家族等に苦情内容を連絡するとともに、状況を確認し速やかな処理を行う。
 - 2) 苦情の内容によってはその原因、処理方法、処理結果についての報告を利用者等に随時図るよう努める。
 - 3) 苦情の内容により、再発防止の為、関係メーカーや提携先と連携調整を行う。
- ⑤利用者から苦情に関して市区町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査(資料の提出、提示、質問等)に協力するとともに、市区町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行う。
- ⑥居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅介護サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対しては必要な援助を行う。
- ⑦苦情は記録し保管して再発防止に役立てる。

サービスに関する相談や苦情、事故等の緊急時については次の窓口で対応いたします。

当社 (清水屋 春日井店) さわやかショップゆうあい お客様相談コーナー	電話番号	0568-81-6152
	F A X 番号	0568-81-9098
	責任者	近藤 由佳梨
	対応時間	10 : 00 ~ 17 : 00

公的機関においても、次の機関に苦情申出等ができます。

市 町 村 介護保険相談窓口	所在地	春日井市烏居松町五丁目44番地 春日井市役所 健康福祉部 介護・高齢福祉課
	電話番号	0568-85-6182
	F A X 番号	0568-84-5764
	対応時間	8 : 30 ~ 17 : 15

愛知県 国民健康保険団体連合会	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階 介護福祉室 苦情調査係
	電話番号	052-971-4165
	F A X 番号	052-962-8870
	対応時間	9 : 00 ~ 17 : 00

虐待の防止のための取組

虐待防止に関する責任者は、以下のものを選定しています。

虐待防止に関する責任者	近藤 由佳梨
-------------	--------

虐待防止従業者に対する虐待防止をのための指針を整備するとともに虐待防止のための対策を行う委員会、従業者に対する虐待防止を啓発する研修を定期的実施し、その他の従業者に周知徹底を図る。

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記の説明を受けました。

利用者の氏名	
代筆者の氏名	